

## クラウド容量オプション利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「クラウド容量オプション利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「クラウド容量オプション」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第1条 （規約の適用）

本規約は、本サービスの利用に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。また、本サービスの利用には、当社が別途定める 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款または FOMA サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます。）に基づく 5G 契約（5G サービス契約約款に規定するコース B に係るものおよび当社が別に定める提供条件書「料金プラン（home 5G）」に規定する home 5G プランに係るものを除きます）、Xi 契約または FOMA 契約（以下総称して「5G 契約等」といいます。）および、sp モードご利用規則並びに sp モードご利用細則（以下総称して「sp モードご利用規則等」といいます。）に基づく sp モード利用契約が必要であり、本規約に定めがない事項については、契約約款および sp モードご利用規則等の定めが適用されます。

### 第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

- ① 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
- ② サービス契約者：当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ③ 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<[https://www.nttdocomo.co.jp/service/cloud\\_capacity/](https://www.nttdocomo.co.jp/service/cloud_capacity/)>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。

### 第3条 （本サービスの内容等）

本サービスは、sp モードをご契約されたお客さまに貸与されている、当社のサーバ内のストレージエリア（以下、「クラウドストレージエリア」といいます。）の保存容

量を追加できるサービスであり、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

#### 第4条 (利用契約の成立)

- (1) 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意のうえ、当社指定の営業所または本サービスサイトにおいて、当社所定の方法により利用契約の申込みを行うものとします。利用契約の申込みがなされた時点で、申込者は本規約の内容に同意したものとみなします。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込み（利用契約締結後の本サービスの利用に関する各種注文を含みます。）について法定代理人（親権者または未成年後見人）の事前の同意を得るものとします。
- (2) 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示または提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
- (3) 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
  - ① 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、またはそのおそれがあるとき。
  - ② 申込者が第5条（利用料金）に定める利用料金その他の当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。以下同じとします。）の弁済を現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
  - ③ 申込者がspモードご利用規則第10条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
  - ④ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除または本サービスの提供停止の措置を受けたことがあるとき。
  - ⑤ 申込者が本規約に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
  - ⑥ 申込者が第10条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき。
  - ⑦ 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 利用契約は、当社が第(1)項に基づく申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨を申込画面を通じて申込者に通知した時点で当該申込者と当社との間において成立するものとします。

#### 第5条 (利用料金)

- (1) サービス契約者は、ご契約の追加容量に応じて、本サービスの対価（以下「利用料金」といいます）をお支払いいただく必要があります。利用料金は、追加容量が10GB

の場合は月額 110 円 (税込)、25GB の場合は月額 275 円 (税込)、50GB の場合は月額 440 円 (税込) となります。

- (2) 前項の定めにかかわらず、サービス契約者のご契約回線において、初めて利用契約を行った日から起算して 31 日間 (以下「無料期間」といいます。) に限り、追加容量を問わず、利用料金を無料とします。なお、利用契約を一旦解約して再度契約された場合や追加容量を変更した場合であっても当該無料期間は継続して適用されますが、5G 契約等が終了した場合はその限りではなく、終了日をもって無料期間は終了するものとします。
- (3) サービス契約者が、my daiz/i コンシェル、クラウド容量オプション (追加容量が 50GB の場合に限ります。以下本項において同じとします。) およびスゴ得コンテンツ (以下総称して「いちおしパック対象サービス」といいます。) の全てを契約している場合 (以下この条件を「いちおしパック適用条件」といいます。)、いちおしパック適用条件を満たしている期間 (いちおしパック適用条件を満たさなくなった日は除きます。) に限り、クラウド容量オプションについては月額の使用料のうち 385 円 (税込) 相当額を自動的に減額します。また、いちおしパック対象サービスにおいて各々定める無料期間に加え、サービス契約者のご契約回線においていちおしパック適用条件を初めて満たすこととなった場合 (ただし、当社が 2018 年 2 月 27 日まで提供していたおすすパックスから引き続きいちおしパックをご利用いただくお客さまについては、いちおしパック適用条件を満たさなくなった後、再度当該条件を満たすこととなった場合とします。)、その状態が継続している期間に限り、いちおしパック適用条件を初めて満たした日から起算して 31 日間、クラウド容量オプションの月額の使用料を無料とします。いちおしパックの利用条件につきましては、「スゴ得コンテンツご利用規約」に定めますので、あらかじめご確認ください。
- (4) サービス契約者が、ドコモ子育て応援プログラムのお申込みを行い、当社がドコモ子育て応援プログラムのお申込みに対する承諾の通知を行った時点より、ご登録された登録対象児童のうち、最も生年月日が直近の登録対象児童 (登録が一人の場合はその登録対象児童) が小学校を卒業する年 (生後満 12 歳に達した日の属する小学校の学年 (学校教育法施行規則第 59 条に定めるもの)) の 3 月 31 日までの期間 (ドコモ子育て応援プログラムが適用条件外となった場合は除きます。) に限り、クラウド容量オプションの月額の使用料を無料とします。また、本条第 (2) 項または本条第 (3) 項に基づき、利用料金が無料となっている期間中については、ドコモ子育て応援プログラムの有無に関わらず、本条第 (2) 項または本条第 (3) 項が優先的に適用されます。本条第 (2) 項または本条第 (3) 項に基づき利用料金が無料となる期間が終了した場合は、サービス契約者がドコモ子育て応援プログラムを廃止 (自動・手動問わず) しても、本条第 (2) 項または本条第 (3) 項は再適用されません。子育て応援プログラムの対象者と適用条件につきましては、「ドコモ 子育て応援プログラム会員規約」

に定めますので、あらかじめご確認ください。

- (5) 利用料金は、各月の契約有効日数および無料または減額の適用期間に応じて日割します。ただし、利用契約の契約日に利用契約が終了した場合を除き、終了日は当該契約有効日数から除外して算定します。
- (6) サービス契約者は、利用料金を、これに加算される消費税（地方消費税を含みます。）相当額と併せて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法および支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、5G 契約等の契約約款の定めを準用するものとします。
- (7) サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務（延滞利息を除きます。）についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第(5)項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- (8) サービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者（以下「請求事業者」といいます。）に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
- (9) 会員は、前項の債権譲渡に際し、当社に対して有し、又は将来有することとなる同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他一切の抗弁権を主張しないことをあらかじめ承諾するものとします。
- (10) 本サービスの利用にあたっては、別途通信料がかかります。

#### 第6条 （d ポイントの付与等について）

- (1) 利用契約が存続している間、利用料金に応じて毎月 d ポイントがサービス契約者に付与されます。なお、本項に基づき付与される d ポイントは、ご利用月の翌月 10 日より利用することができます。
- (2) d ポイントの付与および付与された d ポイントの利用に関する条件等は、d ポイントクラブ会員規約または d ポイントサービスの提供条件に定めるところによります。（サービス契約者が、d ポイントクラブの会員である場合に限り、d ポイントクラブ会員規約が適用されます。）

#### 第7条 （保存容量超過時の取扱い）

クラウド容量オプション契約の終了または追加容量を減少させる変更により、クラウドストレージエリアに保存されているサービス契約者のデータの総量がクラウドストレージエリアの保存容量を超過することとなる場合、当社は、クラウドストレージエリアに保存されているサービス契約者のデータを、次に定める順番により、当該超過が解消されるまで削除します。なお、当社はデータの削除について、責任を負い

ませんので、サービス契約者の責任でデータを管理してください。

- ① d フォトにおいて保存されているデータのアップロード日時の古いものから順に削除
- ② 上記①を行ってもなお保存容量を超過することとなる場合、データ保管 BOX において保存されているデータのアップロード日時の古いものから順に削除

#### 第8条 (個人情報)

当社は、サービス契約者の契約者情報の取り扱いについて、別途当社の定める「[NTT ドコモ プライバシーポリシー](#)」において公表します。

#### 第9条 (損害賠償の制限)

当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害（逸失利益を除きます。）に限られるものとし、かつ、1 か月分の利用料金（サービス契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金とします。）相当額を上限とします。ただし、当社の故意または重大な過失により本サービス契約者に損害を与えた場合は、この限りではありません。

#### 第10条 (反社会的勢力の排除)

- (1) サービス契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  - ① 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
  - ② サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - ③ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - ⑥ サービス契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を

有すること。

(2) サービス契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

#### 第11条 (規約の変更)

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

- ① 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

#### 第12条 (権利の譲渡等)

サービス契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利または当社に対して負う義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

#### 附則 (令和3年9月6日)

この改正規約は、令和3年9月6日から実施します。